

第107回平塚市開発審査会 会議録

開催日時	令和4年6月23日（木） 14時00分から15時30分			
開催場所	平塚市役所本館6階 619会議室			
出席者	委員	貝原会長、中西会長職務代理、後藤委員、伊東委員		
	処分庁	まちづくり政策部 田代部長 開発指導課 生沼課長、菅間課長代理、加藤主査、片桐主査、齊藤主任		
	事務局	まちづくり政策部まちづくり政策課 平田課長、曾我課長代理、角田主査、石山主事		
欠席者	委員	白石委員		
会議公開の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	1人	
議長	貝原会長			
会議録署名委員	後藤委員			

会議内容

1 開会

事務局から、出席委員数が委員数5人の過半数に達しているため、平塚市開発審査会条例第6条第2項の規定により本審査会は成立する旨を報告。

2 議事

議案1 提案基準第18号 既存宅地に係る許可について（公開）

・処分庁である開発指導課より説明があり、審議の結果承認となった。

○委員質疑

土地利用計画図に造成協力地とあるが、これはどのような土地利用なのか。

○処分庁回答

高低差を解消するための法面となります。

○委員質疑

土地利用計画図を見ると、開発道路の幅員は6mあり転回広場を設ける必要はないはずだが、終端に転回広場を設けている。これはなぜか。

○処分庁回答

開発道路の幅員が6 m以上ある場合は、転回広場を設ける必要はありませんが、開発業者が自主的に設けているものとなります。

議案2 提案基準第18号 既存宅地に係る許可について（公開）

- ・ 処分庁である開発指導課より説明があり、審議の結果承認となった。

○委員質疑

土地利用計画図に宅地切り返し用地兼隣地畑出入口部とあるが、これはどのような土地利用なのか。

○処分庁回答

この開発区域の東側には畑が存在しており、その畑への出入り口を確保しなければならないのと、5宅地の方の車の出入りの利便性を考慮し、開発道路に位置付けるほどではないものの、共有の空間として開発道路のように利用していくこととなります。

○委員質疑

共有の空間とはどの方とどの方なのか。

○処分庁回答

5宅地と東側の畑の所有者になります。

議案3 提案基準第18号 既存宅地に係る許可について（公開）

- ・ 処分庁である開発指導課より説明があり、審議の結果承認となった。

○委員質疑

土地利用計画図に残地とあるが、これは何か。

○処分庁回答

開発区域の土地所有者は、残地と表記された部分も含めて土地を所有されていますが、今回はその残地と表記された土地を除く部分を開発するとのことで、便宜上残地と表記いたしました。

○委員質疑

宅地9は、西側で豊田岡崎線と接しているが、こちらは自動車の出入りができるのか。

○処分庁回答

RC擁壁が1 mほど立ち上がっておりますので、自動車の出入りはできなくなっております。

3 その他

事務局より、令和4年度開発審査会年間開催日程について説明。

4 閉会

以 上